

○自治省令第二十四号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項の規定に基づき、地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
自治大臣 保利 耕輔

地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則(昭和三十三年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「附則第二十二項」を附則第二十一項に改める。
第七条第一項中「地方公共団体の長及び」を削る。

第八条第二項中「市町村長」を「都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市以外の地方公共団体の長」に改める。
第十四条第一項中「調査票」の下に「その他関係書類」を加え、同条第三項を次のように改める。
3 調査票その他関係書類の保存責任者は、自治大臣及び地方公共団体の長(調査票にあつては、自治大臣及び第八条第一項の規定により調査票の提出を受けた地方公共団体の長)とする。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○自治省令第二十五号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、自治省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
自治大臣 保利 耕輔

自治省定員規則の一部を改正する省令

自治省定員規則(昭和四十四年自治省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「四二八人」を「四二九人」に、「一六一人」を「一六〇人」に改める。

附則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 自治省の本省の定員は、改正後の自治省定員規則第一項の規定にかかわらず、平成十二年九月三十日までの間は四五九人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は四三二人とする。

○自治省令第二十六号

自治大学校組織令(昭和五十九年政令第二百一十一号)を実施するため、自治大学校組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
自治大臣 保利 耕輔

自治大学校組織規程の一部を改正する省令

自治大学校組織規程(昭和二十八年総理府令第六十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「及び国際交流専門課程」を「国際交流専門課程及び監査専門課程」に改める。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○自治省令第二十七号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三十七条第一項第三十四号の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として自治大臣が定めるものを定める省令を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
自治大臣 保利 耕輔

介護保険法施行令第三十七号第一項第三十四号に掲げる規定として自治大臣が定めるもの

介護保険法施行令第三十七号第一項第三十四号に掲げる規定として自治大臣が定めるものは、次のとおりとする。

- 一 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第六条第四十二項の規定
- 二 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)の規定
- 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和三十七年自治省令第十四号)の規定
- 四 特別交付税に関する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号)の規定
- 五 前各号に掲げるもののほか、自治大臣が発する自治省令以外の命令又は消防庁長官が発する命令の規定であつて自治大臣又は消防庁長官が定めるもの

附則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げる規定として自治大臣が定めるものを定める省令(昭和六十三年自治省令第一号)は、廃止する。

○自治省令第二十八号

公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令の一部を改正する政令(平成十一年政令第三八十一号)の施行に伴い、並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第一編第二章及び信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条から第七十三条までの規定を実施するため、自治大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び自治大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
自治大臣 保利 耕輔

自治大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び自治大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する省令

第一条 自治大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

規

則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則
会計検査院事務総局定員規則(昭和二十九年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。
「千二百五十人」を「千二百五十一人」に改める。

附則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

○会計検査院規則第二号

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十二年三月三十一日
計算証明規則の一部を改正する規則
計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。
第十六条第四号中「若しくは和議法(大正十一年法律第七十二号)を削り、「強制和議の条件若しくは和議の条件」を「強制和議の条件、民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)による再生計画案若しくは変更計画案」に、「同意したものを」と同意し、又は賛成したものに改める。

Table with 2 columns and 2 rows showing amendments to the Accounting Inspection Act. The first column lists '強制和議令' and '民事再生令'. The second column lists '強制和議令' and '民事再生令'. The text indicates that the second column items are to be amended to match the first column items.

この規則は、平成十二年四月一日から施行し、平成十二年度分以降の計算証明について適用する。